

令和6年度 第5回山梨県公共事業評価委員会

1 日時：令和6年10月9日（水）10:30～14:20

2 場所：山梨県防災新館 409

3 出席者（敬称略）

（委員）有賀一広、内川義行、岡村美好、斉藤成彦、辻千鶴、堤大三、保坂ひとみ、
馬籠純、宮川雅至、渡辺たま緒（50音順）

（県）耕地課・道路整備課・都市計画課・景観まちづくり室職員

（事務局）県土整備部総括技術審査監、林政部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、県土
整備総務課職員

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

1. 開会

(1) 委員長あいさつ

2. 議事

議事録のページ

(1) 調書修正箇所説明について

再2	農政	中山間地域整備事業	市川三郷	P2
再9	農政	中山間地域整備事業	武田の里	P2
事前8	県土	街路事業	(都)塩山駅下於曾線ほか1路線	P2
再10	県土	道路事業	国道139号(上和田バイパス)	P2
再11	県土	道路事業	(主)甲府昇仙峡線(櫻橋)	P2
再12	県土	道路事業	(主)韮崎南アルプス中央線 (旭有野バイパス(有野～飯野工区))	P2
再14	県土	道路事業	(一)北原下条南割線(羽根工区)	P2

(2) 審議対象箇所の事業説明

再13	県土	道路事業	(主)甲府中央右左口線 (リニア駅アクセス道路)	P2
再15	県土	公園事業	舞鶴城公園(甲府城跡)	P3
事前3	農政	農地整備事業	後屋敷	P3
事前4	農政	農地整備事業	中道南	P4
事前5	農政	中山間地域整備事業	八ヶ岳南部	P5

事前6 農政 中山間地域整備事業 都留東部

P6

3. 閉会

6 議事概要

(1) 調書修正箇所説明について

関係課室からの説明を行い、出席委員により確認された。

(2) 審議対象箇所の事業説明

<再評価事業>

再13 県土 道路事業 【(主) 甲府中央右左口線（リニア駅アクセス道路）】**(質疑応答)**

○委員：当該路線の自転車歩行者道の計画を教えてください。

●道路整備課：歩行者および自転車については、調書P4のA-A断面およびC-C断面の自転車歩行者道を通行するが、中央自動車道と交差する部分については、中央自動車道の下部の既存のボックスカルバートを通行することとなる。1級河川流川の東側に渡り既存のボックスカルバートを抜けて再度流川の西側に渡る計画としている。B-B断面における自転車歩行者道の位置が調書に記載されていないことから、これらに記載することとしたい。

○委員：本計画では、道路を造るために河川の付け替えを行っているが、河川に蓋などをして道路を計画することはできなかったのか。

●道路整備課：豪雨による増水リスクなどを考慮すると、暗渠構造にすることは河川管理者から基本的に許可をもらえない。

○委員：ボックスカルバート形式へ変更となったことで設計流量が増加している理由は。

●道路整備課：降雨確率年に関して、通常の河川では50年としているが、ボックスカルバート形式では100年と設定しているため、設計流量が増加した。

○委員：現況河川の付け替え工事の施工方法を教えてください。

●道路整備課：仮設水路を設置し一時的に河川を切り回しながら、ボックスカルバートや

U字水路の工事を行う。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

再15 県土 公園事業 【舞鶴城公園（甲府城跡）】

（質疑応答）

○委員：用地取得に時間を要していると調書に記載しているが、埋蔵文化財の調査も遅れているため、その旨を調書に記載した方が良い。

●景観まちづくり室：記載について検討する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前3 農政 農地整備事業 【後屋敷】

（質疑応答）

○委員：調書P3の農道整備において、途中が破線になっている理由を教えてください。

●耕地課：一連の路線であるが、現状で改良する必要が無い箇所を点線で表示している。

○委員：今回、用排水路の改修を計画しているが、上流を改修した際、下流の改修を予定していない用排水路があふれてしまうなどのリスクは大丈夫か。

●耕地課：地区内の現地調査を実施した結果、今回改修を予定していない既存の用排水路は、必要断面が確保されていることを確認しているため問題ない。

○委員：担い手の確保に関する計画を教えてください。

●耕地課：今回の基盤整備により、農地を集約し中核的な担い手に農業を担っていただくような計画としている。

○委員：耕作放棄地がどのくらいあるか教えてください。

●耕地課：受益面積57ヘクタールの内、約2パーセントが耕作放棄地となっている。

○委員：JAフルーツ山梨後屋敷共選所とJAフルーツ山梨かのいわ共選所の使い分けを教えてください。

- 耕地課：果樹の種類に応じて共撰所を使い分けている。
- 委員：調書に湿害による果樹の品質低下に関する記載があるが、湿害対策は地域の方から要望されているのか。
- 耕地課：未整備の用排水路が多く、実際に被害が生じていることから、地域から要望を受けている。
- 委員：農地整備における事業では、用地交渉の難航といった理由で事業期間を延長する再評価案件がこれまでの委員会において出てきていたが、事業実施の時点でどの程度調整がされているのか教えてほしい。
- 耕地課：事前に文化財関係の有無や、地権者を調べて説明会を実施するなどして、事業への同意を得ることとしている。しかし、いざ事業が始まり、個々の地権者と話をしていくと色々な要望が出てきたり、文化財調査をすると想定外の時間を要したりと、事業期間が延びてしまうことがある。
- 委員長：この事業については、実施としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

事前4 農政 農地整備事業 【中道南】

(質疑応答)

- 委員：野菜・果樹の灌水方法を教えてほしい。
- 耕地課：当地区では果樹については、畑かんを用いて灌水をしている。
- 委員：調書P4のとおり、当地区はすべて、用水機能と排水機能を兼用した水路なのか。
- 耕地課：箇所によって、用排兼用水路および、排水機能のみの水路もある。
- 委員：鳥獣害防止施設の維持管理方法を教えてほしい。
- 耕地課：鳥獣害防止施設の工事の際に管理幅を両側3m確保するよう事前に伐採を行う。その後は、地元の管理組織が除草や伐採などの維持管理を行っている。
- 委員：調書P4の区画整理後の図面はあくまでイメージということで良いか。
- 耕地課：その通りである。
- 委員：調書P3において、今回用排水路を整備する箇所から離れた箇所も受益地となっている理由について教えてほしい。
- 耕地課：田んぼの部分が受益地となっており、今回整備する用排水路と既存の用排水路

が接続して、それらが各田んぼに入るようになっているためである。

○委員：当該地区は、用排水路も整備することから、調書P1（1）事業の概要①課題・背景に用排水路整備に関する記載を追加した方が良いのでは。

●耕地課：記載について検討する。

○委員：区画整理の手法について教えていただきたい。

●耕地課：地権者同士の話し合いにより、現在の細かく分散した筆を、各地権者毎にまとめるなど、筆の線を引き直すイメージである。その計画に沿って区画整理をすることで担い手に集積し、耕作放棄地が解消されるなどの効果がある。

●耕地課：当地区は、後屋敷地区と比較して耕作放棄地の面積が多く、区画整理により今まで生産がゼロだったものが畑に戻って生産がされることにより、農業生産所得が増えるためである。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

事前5 農政 中山間地域整備事業 【八ヶ岳南部】

（質疑応答）

○委員：既存のため池を改修するのか。また、その状況を調書に載せてほしい。

●耕地課：今回の事業では、老朽化している既存のため池を改修する。また、調書への記載については検討する。

○委員：施設の耐用年数の算出根拠を教えてほしい。

●耕地課：当地区の既存の用排水構造物の種別（石積み、二次製品等）とそれぞれの延長の加重平均により耐用年数を算出している。

○委員：調書P2（3）経済効率性の便益について、「その他」の便益がマイナスの理由は。

●耕地課：「その他」に含まれる「維持管理費節減効果」において、整備後に水路の維持管理費用が生じるためマイナス効果となり、水路整備が地区全体に対して大きな割合を占めているため、他の効果と合算した結果、「その他」の効果がマイナスとなっている。

○委員：調書P2（3）経済効率性の便益について、「国産農産物安定供給効果」とはどのような効果なのか。また、他の事業と比較して当該効果が大きい理由は。

●耕地課：国産農産物安定供給効果というのは、農用地や水利条件の改良等がなされるこ

とに伴って、その受益地域において向上する国産農産物の安定供給に対して国民が感じる安心感の効果である。

今回の事業では、水路の改修がメインとなっており、水路の改修により安定供給効果が大きく発現することが要因と考えられる。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

事前6 農政 中山間地域整備事業 【都留東部】

(質疑応答)

○委員：調書P3の平面図において地区全体を囲うように鳥獣害防止施設が設置されない理由は。

●耕地課：地区全体を囲うことが望ましいが、河川や山などの地形的要因により、全てを囲うことが困難となっている。その対策として、追い払い活動や猟友会との連携などを通じて、獣害対策をしていきたいと考えている。

○委員：副次目標で鳥獣被害の軽減を挙げている理由は。

●耕地課：鳥獣害対策への割合が当地区においては一番大きかったため、副次目標として挙げている。

○委員：農業所得増加額の単位は1年あたりでよろしいか。

●耕地課：1年あたりの数字であり、全部の増加額を面積で割ったものである。

○委員：調書P3の平面図の①区画整理の周辺に鳥獣害防止施設を設置しない理由は。

●耕地課：当該箇所は被害が少なく、地元から要望されていないことから設置をしない計画である。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。